

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2002-0385 2002/01/15 (事故発生地) 岡山県	カーステレオ 7807J アルパイン(株) 使用期間：約8年	走行中、煙のにおいがし、右フロントドアの内部から火が見えたため、車を道路脇に止めた。通りがかりの人が座ぶとんで消火した。	音声増幅回路に保護回路が組み込まれていなかったため、電解コンデンサーに内部短絡が生じた際に、スピーカー出力に直流電流が重畳し、過電流によりスピーカーコイルが焼損したものと推定される。	2002(平成14)年12月3日付け新聞・ホームページ及び2007(平成19)年9月27日付けホームページに社告を掲載し、買い取り又は無償で点検・修理を実施している。 なお、当該品は既に生産を終了しており、後継機種については、スピーカー端子間に過大な直流電位差を発生させない、又は万一発生した場合、遮断する保護回路を開発し順次適用を行っている。	製造事業者 (受付:2002/06/20)
2006-2816 2007/01/07 (事故発生地) 大阪府	バッテリー(四輪自動車用) 使用期間：約1年	自動車のバッテリーを充電していたところ、4時間程してバッテリーが爆発し、飛散物が男性の指にあたり、打撲及び出血した。	密閉式バッテリーを急速充電したことにより、内圧が上昇し破裂した可能性があるが、事故品に回収できなかった部分があり、破裂した起点を確認できなかったことから、バッテリーが破裂に至った原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/01/16)
2008-3360 2008/10/13 (事故発生地) 北海道	バッテリー(自動車用) 使用期間：約7年	鹿除け防護柵の電源として接続していた自動車用バッテリー(鉛蓄電池)を取り外そうとして、端子部分を緩めたところ、スパークが発生してバッテリーが破裂し、顔に軽傷を負った。	被害者が、防護柵のケーブルをバッテリーの端子からモンキースパナで取り外す際に、スパークが発生し、バッテリーの充電時に発生した水素ガスに引火したため、バッテリーが破裂し蓋部が飛散して負傷したものと推定される。 なお、本体表示や取扱説明書には『バッテリーは水素ガスの発生があり、取り扱いを誤ると引火爆発の恐れがある。』旨記載されている。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2008/11/06)
2008-3475 2008/09/24 (事故発生地) 大阪府	バッテリー(自動車用) 使用期間：約5年	電動リフトのバッテリー(鉛蓄電池)を充電後、リフトを移動させようとしたところ、バッテリーが爆発し、顔にけがを負った。	電解液が少ない状態で使用していたため、内部部品が露出して腐食し、部分的に通電不良となり、発生した火花が充電中に発生した水素ガスに引火して事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、『バッテリー液が減ったら、精製水(もしくはバッテリー用補充液)を補充する。液が減ったままだと寿命に影響するだけでなく、バッテリー爆発の原因となる。』旨記載されている。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2008/11/14)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-3476 2008/09/29 (事故発生地) 愛媛県	バッテリー（自動車用） 使用期間：約4年	充電中の自動車用バッテリー（鉛蓄電池）からクリップを外したところ、端子部で火花が発生してバッテリーのふたが破損し、電解液とともに飛散して顔にけがを負った。 (軽傷)	バッテリーを充電中に、充電器の電源を入れたまま充電器のクリップを外したため火花が発生し、充電中に発生した水素ガスに引火してバッテリーのふたが破裂し、電解液が飛散したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体表示には、『ショートやスパークを発生させない。バッテリー爆発の原因となる。』旨記載されている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2008/11/14)
2001-0919 2001/08/19 (事故発生地) 神奈川県	空気入れ 使用期間：不明	自転車に空気を入れていた時、空気入れのハンドルがシャフトから外れ、シャフトが目当たった。 (軽傷)	当該品は樹脂製の空気入れで、ピストンシャフトとハンドルの接合部のネジ山が潰れていたことから、過大な力等によりネジ部が損傷して接合部の締め付けが緩んでいた状態で使用したためハンドルがシャフトから外れ、事故に至ったものと推定されるが、ネジ山が潰れた経緯及び事故時の締め付けがどの程度であったか等が不明であるため、原因を特定することができなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2001/09/03)
2006-1172 2006/08/22 (事故発生地) 高知県	四輪自動車 使用期間：不明	海岸を走行中、乗用車の前部付近から出火し、全焼した。 (製品破損)	砂で車輪が空転しているにもかかわらず長時間アクセルを踏み続けたためオートマチックトランスミッションオイルが過熱膨張し、フリーダーブラクホースから噴出したオイルが高温のエキゾーストパイプに付着して出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意である事故とみられるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/08/31)
2006-1492 2006/08/15 (事故発生地) 香川県	四輪自動車 使用期間：不明	車のフロント部分から出火し、一部を焼損した。 (製品破損)	被害者が車に電気機器を取り付けた際に不具合があり、出火した可能性が考えられるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2006/10/02)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1505 2006/08/07 (事故発生地) 香川県	四輪自動車 使用期間：不明	車のバッテリー付近から出火し、トランクルームを焼いた。 (製品破損)	バッテリー交換を被害者自身で行った際に、ターミナルの固定が不十分だったために、走行又はエンジンの振動で片方が抜けて、マイナスターミナルに接触しショートし、火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2006/10/03)
2006-1867 2006/11/04 (事故発生地) 香川県	四輪自動車 使用期間：不明	高速道路で、ワゴン車から出火し、全焼した。 (製品破損)	事故2日前に走行中、被害者が自分で取り付けたカーナビゲーション周辺から焦げ臭いにおいがしていたことから、取り付けが不十分であったためにカーナビゲーション又はその周辺から発火したものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/07)
2006-2387 2006/12/13 (事故発生地) 岡山県	四輪自動車 使用期間：約1年1か月2日	車検整備が完了した翌日、運行中に停車した際、助手席側下のエンジンルームから出火し、エンジンルームを全焼した。 (製品破損)	当該車両を検証したところ、エンジンヘッドカバー上部にある合成ゴム製燃料リターンホースにクラックが生じていた形跡があり、相対する位置にシートベルトバックル金具が残置されていたことから、車検整備において、エンジンルーム蓋板を閉めた際に、当該金具が残置されていることに気付かず、燃料リターンホースを傷付けてしまい、燃料が漏れた可能性が考えられるが、特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明のため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2006/12/14)
2006-2550 2006/12/20 (事故発生地) 山口県	四輪自動車 使用期間：不明	走行中の四輪自動車から出火した。 (製品破損)	漏れたエンジンオイルに着火し、発火した事故と思われるが、焼損が著しく発火場所を含め、原因を特定することができなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2006/12/22)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2686 2007/01/03 (事故発生地) 静岡県	四輪自動車 使用期間：不明	高速道路で、走行中の乗用車のボンネットから煙が出たため路肩に止めたところ、底部から出火し全焼した。 (製品破損)	エンジンオイルが不足状態のまま走行していたためエンジンが過熱して、エンジンルーム内の何らかに着火し延焼したものと推定されるが、オイル不足が発生した時点は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/09)
2006-2768 2007/01/07 (事故発生地) 三重県	四輪自動車 使用期間：不明	市道で、軽乗用車から出火し、ほぼ全焼した。 (製品破損)	エンジンルーム内からの出火と考えられるが、焼損が激しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/12)
2006-2857 2007/01/11 (事故発生地) 島根県	四輪自動車 使用期間：約10年1か月	車庫に停めていた四輪自動車のクラクションが突然断続的に鳴り始め、黒煙がフロント付近から出た。 (製品破損)	運転席前側のダッシュポケットに収納されていた簡易ガスライターの残火による出火の可能性が極めて高いと推定されるものの、周辺の焼損が著しいため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/01/18)
2006-3605 2007/02/22 (事故発生地) 三重県	四輪自動車 不明 不明 使用期間：約10年	県道のトンネル内を走行中の軽トラックから出火して、荷台と積荷の廃家具を焼いた。 (拡大被害)	長距離使用(15万km)によりエンジンのピストンリングが摩耗し、エンジンオイルの消費量が増えたため、エンジンオイル不足によりエンジンが焼き付いて破損し、漏れたエンジンオイルが排気管等で加熱されて発火し、火災に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/01)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-1345 2005/02/05 (事故発生地) 千葉県	自転車 使用期間：約5年	自転車で走行中、ブレーキをかけたところ、つんのめって転倒し、左手首を骨折した。 (重傷)	後ブレーキのブレーキドラムとハブを結合しているネジが破損したため、制動性能が低下し転倒に至ったものと推定されるが、ネジが破損した原因が製造不良によるものか、組み付け時に規定以上の力で締め付けたことから制動時に力が加わり破損したものは不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2005/11/10)	製品評価技術基盤機構 (受付:2005/11/10)
2006-0704 2006/04/04 (事故発生地) 大阪府	自転車 使用期間：約1年11か月	自転車で下り坂を傘をさして片手で走行中、ブレーキをかけたところ右のブレーキワイヤーが切れ、他の自転車と正面衝突し、右肩を打撲した。 (重傷)	切れたブレーキワイヤーは、インナニップルの付け根で切断したものと思われるがインナニップルが確認できず、インナワイヤーに錆が見られることから、長期使用による経年劣化も考えられるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/06/26)	消費者センター (受付:2006/06/26)
2007-0493 2007/04/17 (事故発生地) 京都府	自転車 使用期間：不明	自転車で走行中、ギアチェンジをしたら、ロックして前のめりに転倒し、顔面を強打して歯が折れ、擦過傷と打撲を負った。 (軽傷)	事故品の状態から、異物が前輪のステアースポークの間に挟まり、前輪がロックし、転倒に至ったものと推定されるが、ギアチェンジをした際に車輪がロックした原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/05/02)	消費者センター (受付:2007/05/02)
2007-1837 2007/03/29 (事故発生地) 新潟県	自転車 使用期間：約1年	走行中の自転車のスポークが折れたり外れたりしたため転倒し、両腕を骨折した。その後修理して使用していたが、また同様に転倒した。2回目はけがはなかった。 (重傷)	走行中に後鍵のかんぬきがかかり、車輪がロックし、転倒したものと考えられるが、事故品の鍵の施錠開錠に異常はなく、かんぬきを中間に止めて再現試験を実施したが車輪ロックは再現できなかった。また、後鍵を分解した結果からも事故発生につながる異常は確認できなかったため、かんぬきがかかった原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/06/14)	消費者センター (受付:2007/06/14)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-6168 2007/12/02 (事故発生地) 不明	自転車 G-1GF80BL (株) エンドウ商事 使用期間：約2か月	自転車の右側のペダルが軸から脱落した。 (製品破損)	ペダル体を固定するロックナットの締付けトルクが不足していたため、ロックナットが緩み、ペダル体がペダル軸から脱落したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、特に措置はとらないものの、今後の製品について、製造工程の改善を図った。	輸入事業者 (受付:2008/02/14)
2007-6498 2008/02/19 (事故発生地) 不明	自転車 シティサイクルVフレーム 27型6段 武田産業(株) 使用期間：不明	自転車で走行中、前車輪がガタついた。 (製品破損)	前車輪のハブ部分のベアリングに材質不良のものが混入し、使用を続けているうちにベアリングの玉がつぶれ、ベアリングが抜け落ち、車輪がガタついたものと推定される。 (A3)	人的被害に至った事故が発生していないため、特に措置はとらないが、不良品は同一ロットであることから、対象ロット車両の出荷及び販売を中止することとした。 なお、中国の製造メーカーに品質管理の徹底を指示した。	輸入事業者 (受付:2008/02/25)
2007-6518 2008/02/07 (事故発生地) 京都府	自転車 使用期間：約1年1か月	自転車で走行中、突然自転車のフレームが破断した。 (製品破損)	使用中にフレームにひび割れが発生し、徐々に進行して最後にちぎれるように破断したものと推定されるが、フレームにひび割れが発生した原因の特定はできなかった。 なお、同型品のフレームについては日本工業規格(JIS)(耐振性試験)を満足していた。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者 消費者センター (受付:2008/02/26)
2007-6570 2008/02/12 (事故発生地) 不明	自転車 シティサイクルVフレーム 27型6段 武田産業(株) 使用期間：不明	自転車で走行中、前車輪がガタついた。 (製品破損)	前車輪のハブ部分のベアリングに材質不良のものが混入し、使用を続けているうちにベアリングの玉がつぶれ、ベアリングが抜け落ち、車輪がガタついたものと推定される。 (A3)	人的被害に至った事故が発生していないため、特に措置はとらないが、不良品は同一ロットであることから、対象ロット車両の出荷及び販売を中止することとした。 なお、中国の製造メーカーに品質管理の徹底を指示した。	輸入事業者 (受付:2008/02/27)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-6580 2007/12/18 (事故発生地) 不明	自転車 軽快車26型Lフレーム 武田産業（株） 使用期間：約12日	自転車で走行中、前車輪がガタついた。 (製品破損)	前車輪ハブ部のベアリングの締め付け不良により、玉押しナットが緩み、車輪がガタついたものと推定される。 (A2)	工場出荷前の点検の強化を行うこととした。	輸入事業者 (受付:2008/02/28)
2007-6581 2008/02/12 (事故発生地) 不明	自転車 シティサイクルVフレーム 27型6段 武田産業（株） 使用期間：不明	自転車で走行中、前車輪がガタついた。 (製品破損)	前車輪のハブ部分のベアリングに材質不良のものが混入し、使用を続けているうちにベアリングの玉がつぶれ、ベアリングが抜け落ち、車輪がガタついたものと推定される。 (A3)	人的被害に至った事故が発生していないため、特に措置はとらないが、不良品は同一ロットであることから、対象ロット車両の出荷及び販売を中止することとした。 なお、中国の製造メーカーに品質管理の徹底を指示した。	輸入事業者 (受付:2008/02/28)
2007-6582 2008/02/12 (事故発生地) 不明	自転車 シティサイクルVフレーム 27型6段 武田産業（株） 使用期間：不明	自転車で走行中、前車輪がガタついた。 (製品破損)	前車輪のハブ部分のベアリングに材質不良のものが混入し、使用を続けているうちにベアリングの玉がつぶれ、ベアリングが抜け落ち、車輪がガタついたものと推定される。 (A3)	人的被害に至った事故が発生していないため、特に措置はとらないが、不良品は同一ロットであることから、対象ロット車両の出荷及び販売を中止することとした。 なお、中国の製造メーカーに品質管理の徹底を指示した。	輸入事業者 (受付:2008/02/28)
2007-6583 2008/02/18 (事故発生地) 不明	自転車 軽快車26型Lフレーム 武田産業（株） 使用期間：不明	自転車で走行中、前車輪がガタついた。 (製品破損)	前車輪のハブ部分のベアリングに材質不良のものが混入し、使用を続けているうちにベアリングの玉がつぶれ、ベアリングが抜け落ち、車輪がガタついたものと推定される。 (A3)	人的被害に至った事故が発生していないため、特に措置はとらないが、不良品は同一ロットであることから、対象ロット車両の出荷及び販売を中止することとした。 なお、中国の製造メーカーに品質管理の徹底を指示した。	輸入事業者 (受付:2008/02/28)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-0165 2008/03/15 (事故発生地) 東京都	自転車 使用期間：約6か月	自転車で歩道を走行中、自動車をよけるため強くブレーキをかけ停止したところ、ブレーキワイヤが切れた。	販売時以降のブレーキ調整によりワイヤ止めねじを強く締めすぎ、ワイヤを損傷させ、強い張力がかったときに止めねじ部から断線したと推定されるが、事故品が入手できず、原因を特定できなかった。	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	市町村 (受付:2008/04/10)
2008-0429 2008/03/19 (事故発生地) 東京都	自転車 使用期間：約4年6か月	自転車で走行中、サドル下の針金部分が折れて転倒し、膝を強打して擦りむいた。	サドル下の2本の舟線上部に亀裂が生じ、その後の使用に伴う荷重や振動等により疲労破壊して折損し、サドルが傾き、バランスを崩したために転倒したものと推定されるが、舟線に亀裂が生じた原因については特定できなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2008/04/23)
2008-0695 2008/05/03 (事故発生地) 熊本県	自転車 使用期間：約1か月5日	中学生が下り坂を自転車で走行中、突然、前輪にブレーキが掛かってバランスを崩し、前方に転倒して顔面に裂傷を負った。	左側の前ホークが外側に膨らみ左右のホークが後方に変形していること、前輪が右側に寄り右ホークに接触していること、スポークは変形し左側前ホークの内側に傷が認められることから、走行中に前ホーク左側から異物が接触して巻き込まれ、前ホークと車輪の隙間を通過する際に挟み込まれ、前輪が急にロックしたものと推定されるが、巻き込まれた異物について特定することはできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2008/05/14)
2008-1121 2008/05/22 (事故発生地) 広島県	自転車 クロスバイク FCX-3 武田産業(株) 使用期間：約3年1か月	自転車で走行中、突然サドルが後ろ側に折損し、自転車から転落して、腰を強打した。	事故品は、シートポストにコイルばねを用いたサスペンション機構を有しており、シートポスト内面を摺動する樹脂製スライダの潤滑が不十分となって摩耗し、さらに、スライダ止ネジがポスト内面に接触してアルミ合金製ポスト内面を摩耗させ、サドルから加わる荷重によってシートポスト摩耗位置(最前方部)にき裂が生じ、その後の使用に伴い疲労破壊が進行し、破断したものと推定される。	他に同種事故は発生しておらず、今後の発生状況を監視することとし、既販品については、特に措置はとらなかった。 なお、当該品は既に販売を終了しており、今後販売する同種品については、取扱説明書とは別に、取扱以上の注意事項を記載した注意書きを製品に添付することとした。	消費者 (受付:2008/06/18)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-1147 2008/05/04 (事故発生地) 大阪府	自転車 使用期間：約2年3か月	自転車（ノーパンクタイヤ使用）で走行中、突然ハンドル操作不能となり、歩道の柵にぶつかり、頭に8針縫うけを負った。 (軽傷)	事故品は前ホークが後方に約67mm変形しており、前輪泥よけステーにも変形がみられ、前ホーク内側にも擦れた傷がみられることから、異物が噛み込んで急制動がかかって転倒したものと推定されるが、スポークに異常がないことや事故発生時の詳細な状況等が不明なため、原因を特定することができなかった。 なお、ノーパンクタイヤを使用したこととの因果関係も不明であった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2008/06/19)
2008-1216 2008/03/24 (事故発生地) 東京都	自転車 使用期間：約2年	自転車で走行中、胴体の金属製パイプが突然2つに折れて転倒し、擦過傷を負った。 (軽傷)	自転車フレームに衝撃荷重が加えられたため、ヘッドパイプとメインパイプの下側溶接止端部に複数の亀裂が発生し、その後の使用による繰返し荷重により亀裂が進展して破断に至ったものと推定される。 なお、衝撃荷重は、玉押しの圧痕及び前ホークの変形から、事故発生の半年前に被害者が前輪を交換した事故の衝突時に加えられた可能性が考えられる。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2008/06/24)
2008-1300 2008/06/23 (事故発生地) 大阪府	自転車 使用期間：約1か月	自転車で走行中にギアチェンジをしたらチェーンが外れ、ブレーキをかけたがロック状態になって頭から路面に突っ込み、顔にけがを負った。 (軽傷)	事故品を観察したところ、チェーンは外れておらず、また、前輪のスポーク等にも異常が確認できないことから、被害者が下り坂でギアを切り換えた際に、変速に伴うペダルの空回り感にあわててブレーキをかけたため、前輪がロックに近い状態になり、前方に転倒したものと推定されるが、事故時の状況が不明であり、原因を特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2008/06/30)
2008-1519 2008/04/28 (事故発生地) 香川県	自転車 使用期間：約3年	自転車のペダルを踏んだところ、チェーンが切れて転倒し、右足首上の靭帯を損傷した。 (軽傷)	チェーンが伸びてたるんだ状態で使用を続けたことにより、ギアの歯先にチェーンが乗りあがってチェーンプレートが損傷し、チェーンの破断に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「チェーンの張りすぎ、たるみすぎがあるようでしたら販売店にご相談下さい。」旨、記載されている。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2008/07/17)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-2540 2008/07/27 (事故発生地) 東京都	自転車 TARLINO 不明 使用期間：約4年	走行中の自転車のハンドルが突然ふらつき、左にカーブして転倒し、左手首を骨折した。 (重傷)	自転車のハンドルシステムとホークシステムとを固定している引き上げ棒のネジに緩みが生じたためハンドルがぐらつき転倒したものと推定されるが、ネジが緩んだ原因については特定できなかった。 (G3)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 	消費者センター (受付:2008/09/11)
2008-2607 2008/08/00 (事故発生地) 神奈川県	自転車 使用期間：約6か月	自転車で走行中、左カーブを曲がるうとしたところ、突然ギアがかんで漕げなくなって転倒し、擦過傷を負った。 (軽傷)	チェーン及びギア（5段変速）が錆びた状態で使用しており、チェーン等の注油や点検等を怠ったために、チェーンのコマの動きが悪くなり、歯飛びを起こしてチェーンが外れたものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、注油等の整備を定期的に行うよう販売時に使用者へ注意喚起することとした。	消費者センター (受付:2008/09/16)
2008-2980 2008/07/00 (事故発生地) 三重県	自転車 使用期間：約3年	自転車の前ホークが曲がり、ハンドル操作が不安定になった。 (製品破損)	強い力が前ホークに加わり、後方に曲がったものと推定されたが、被害者の説明や事故品の状況から、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 	消費者 (受付:2008/10/07)
2008-1437 2008/04/29 (事故発生地) 神奈川県	自転車（マウンテンバイク類形車） 使用期間：約13日	MTBタイプの自転車で走行中、車道から2～3cmの段差を斜めに乗り越えて歩道に戻る時、前車輪だけが180度左方向に回転して転倒し、けがを負った。 (軽傷)	販売店が自転車を組み立てた際、自転車のハンドルの締め付けトルクが不足していたため、走行中にハンドルシステムがホークシステムに対し回転し、操縦不能になったものと推定される。 (D1)	組立説明書に記載している注意事項について、再度販売店に注意喚起を行った。	市町村 (受付:2008/07/09)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-1555 2008/07/01 (事故発生地) 東京都	自転車（子供車） 使用期間：約1年2か月	子供が自転車で転倒した際に、ブレーキの握り部分が左太もも上部に刺さり、13針を縫う怪我を負った。 (軽傷)	ブレーキレバーや自転車本体に異常は認められず、転倒時にブレーキレバーが太腿に刺さりやすい位置関係となったことによって偶発的に事故に至ったものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2008/07/18)
2006-0841 2006/03/12 (事故発生地) 愛媛県	自転車（折り畳み式） FD206 (株) エンドウ商事 使用期間：約3日	走行中、自転車の右側の折り畳み式ペダルが破損し、男性が転倒して左膝、左右の手の甲、左小指、顎に打撲を負った。 (軽傷)	当該折りたたみ式ペダルを構成している樹脂が本来の強度より弱かったこと、あるいはペダル製造時にバラツキが生じたことから、強度不足のペダルが製造され、混入したものと推定されるが、強度不足になった原因の特定はできなかった。	2006（平成18）年6月19日から販売店の折り込みチラシに社告を掲載するとともに店頭告知をし、ペダルの交換を行っている。	輸入事業者 (受付:2006/07/18)
2006-1083 2006/05/13 (事故発生地) 不明	自転車（折り畳み式） LPBS-20E ペダル型式 VP-FLD50 (株) ラパーチェ 使用期間：約7日	折り畳み式自転車を運転中にペダルが折れて、けがをした。 (軽傷)	当該折りたたみ式ペダルを構成している樹脂が本来の強度より弱かったこと、あるいはペダル製造時にバラツキが生じたことから、強度不足のペダルが製造され、混入したものと推定されるが、強度不足になった原因の特定はできなかった。	当該事業者は所在不明で連絡が付かない状況であるため、措置がとれない。 なお、2006（平成18）年9月19日付のホームページに社告を掲載し、ペダルの交換を行っていた。	輸入事業者 (受付:2006/08/21)
2006-1084 2006/05/18 (事故発生地) 奈良県	自転車（折り畳み式） DQ-FD20B01601 ペダル型式 VP-FLD50 (株) ラパーチェ 使用期間：約15日	折り畳み式自転車を運転中にペダルが折れて転倒し、けがをした。また、ズボンや靴が破れ、時計に傷がついた。 (軽傷)	当該折りたたみ式ペダルを構成している樹脂が本来の強度より弱かったこと、あるいはペダル製造時にバラツキが生じたことから、強度不足のペダルが製造され、混入したものと推定されるが、強度不足になった原因の特定はできなかった。	当該事業者は所在不明で連絡が付かない状況であるため、措置がとれない。 なお、2006（平成18）年9月19日付のホームページに社告を掲載し、ペダルの交換を行っていた。	輸入事業者 (受付:2006/08/21)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1085 2006/06/05 (事故発生地) 不明	自転車（折り畳み式） LPBS-20E ペダル型式 VP-FLD50 (株) ラパーチェ 使用期間：約1年3か月	折り畳み式自転車を運転中にペダルが折れて転倒し、手首を捻挫した。また、財布とズボンが破損した。 (軽傷)	当該折りたたみ式ペダルを構成している樹脂が本来の強度より弱かったこと、あるいはペダル製造時にバラキが生じたことから、強度不足のペダルが製造され、混入したものと推定されるが、強度不足になった原因の特定はできなかった。 (G1)	当該事業者は所在不明で連絡が付かない状況であるため、措置がとれない。 なお、2006（平成18）年9月19日付のホームページに社告を掲載し、ペダルの交換を行っていた。	輸入事業者 (受付:2006/08/21)
2007-1517 2007/05/14 (事故発生地) 静岡県	自転車（折り畳み式） 2001年モデル LGS-JEDI-S (有) アキコーポレーション 使用期間：約5年6か月	折り畳み自転車のステムを起こして固定した後、ステム固定部の溶接部にひび割れがあることを確認した。 (製品破損)	販売店がステムをフロントフォークに固定する際、取扱説明書にボルトの締め付けトルクを記載していなかったため、締め付けすぎてしまい、ステムが破損したものと推定される。 (A4)	既に製造を中止しており、販売店に在庫品の点検を依頼した。	製造事業者 (受付:2007/06/08)
2007-2704 2007/05/00 (事故発生地) 兵庫県	自転車（折り畳み式） 使用期間：約1か月	折りたたみ自転車を走行中に前輪が制御不能になり転倒し、軽傷を負った。前輪を確認すると、空気が抜けており、また、空気を注入する部分の先ネジが無く、チューブから立ち上がっている筒状のネジ内側にあるはずのバルブ（虫ゴム）が抜け、そこから購入時に勧められてタイヤに注入したパンク予防用の補修剤が多量に漏れ出てタイヤなどに付着していた。 (軽傷)	走行テスト等の結果、走行中に前輪の空気注入口虫ゴム及び虫ゴム締め付けネジが脱落することはなく、走行中にバランスを崩したことによって転倒したことが推定されるが、どのような状況で虫ゴムが脱落したか等も含め、事故原因を特定することができなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2007/08/03)
2008-1436 2008/05/03 (事故発生地) 福井県	自転車（折り畳み式） 使用期間：約1か月	折り畳み自転車で走行中、チェーンが外れ、チェーンカバーの一部が曲がった。 (製品破損)	走行試験でチェーンの外れが再現せず、チェーンが外れた原因を特定することはできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2008/07/09)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4298 2005/00/00 (事故発生地) 埼玉県	自転車（電動アシスト車） PASマイル PJ26 X107 X101-3012454 ヤマハ発動機（株） 使用期間：不明	電動自転車で走行中、スピードが出て止まらなくなり、転倒して腰と膝に打撲を負った。 (軽傷)	コントローラーの電子基板に装着される電流センサーのはんだ量不足のため、亀裂が生じ、一時的に導通不良が発生し、モーター電流制御に異常が生じ、ペダルを踏むのを止めても、モーターの駆動が数秒継続したため、転倒したものと推定される。 (A2)	2007（平成19）年5月15日付けホームページ、及び5月16日付け新聞で社告を行い、無償で修理を行っている。	製造事業者 (受付:2007/11/09)
2007-4300 2007/05/25 (事故発生地) 兵庫県	自転車（電動アシスト車） PASマイル PJ26 X107 X101-3010398 ヤマハ発動機（株） 使用期間：約4年	電動自転車で走行中、ブレーキをかけたが止まらず、けがを負った。 (軽傷)	コントローラーの電子基板に装着される電流センサーのはんだ量不足のため、亀裂が生じ、一時的に導通不良が発生し、モーター電流制御に異常が生じ、ペダルを踏むのを止めても、モーターの駆動が数秒継続したため、転倒したものと推定される。 (A2)	2007（平成19）年5月15日付けホームページ、及び5月16日付け新聞で社告を行い、無償で修理を行っている。	製造事業者 (受付:2007/11/09)
2007-4513 2007/10/31 (事故発生地) 千葉県	自転車（電動アシスト車） PASマイル PJ26 X107 X101-3016078 ヤマハ発動機（株） 使用期間：不明	電動自転車のスイッチを入れまたがって踏み出そうとしたところ、すごい勢いで飛び出して近くの家のガレージに当たって転倒し、膝に打撲を負った。 (軽傷)	コントローラーの電子基板に装着される電流センサーのはんだ量不足のため、亀裂が生じ、一時的に導通不良が発生し、モーター電流制御に異常が生じ、ペダルを踏むのを止めても、モーターの駆動が数秒継続したため、転倒したものと推定される。 (A2)	2007（平成19）年5月15日付けホームページ、及び5月16日付け新聞で社告を行い、無償で部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2007/11/26)
2007-4514 0000/00/00 (事故発生地) 富山県	自転車（電動アシスト車） PASマイル PJ26 X107 X101-3010189 ヤマハ発動機（株） 使用期間：不明	電動自転車で走行中、転倒して肘に擦り傷を負った。 (軽傷)	コントローラーの電子基板に装着される電流センサーのはんだ量不足のため、亀裂が生じ、一時的に導通不良が発生し、モーター電流制御に異常が生じ、ペダルを踏むのを止めても、モーターの駆動が数秒継続したため、転倒したものと推定される。 (A2)	2007（平成19）年5月15日付けホームページ、及び5月16日付け新聞で社告を行い、無償で部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2007/11/26)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4864 2007/08/21 (事故発生地) 東京都	自転車（電動アシスト車） 使用期間：約4年	子供を自転車後部の補助いすに乗せて押していたところ、補助いすを取り付けた台が自転車から外れ、子供が補助いすごと後ろに倒れた。	事故品は、フレームの後部荷台取付金具が溶接部から破断しており、転倒や走行時の振動等の外力が繰り返し加わった、シートポスト締め付けによる定常的な応力等で、溶接部の塗装不良部から応力腐食が発生した、あるいは溶接部に見られた溶込み不良部で応力が集中した等の作用で溶接止端部等に亀裂が生じ（腐食）疲労破壊に進展したことなどが考えられたが、破断面の起点等が確認できず原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、当該製品は既に製造を終了しており、後継機種については荷台取付金具の溶接方法を改善し、強度を向上させた。	消費者センター (受付:2007/12/12)
2007-5506 2007/11/01 (事故発生地) 埼玉県	自転車（電動アシスト車） PAS PZ26 X231-6010748 ヤマハ発動機（株） 使用期間：不明	子供を乗せて電動アシスト自転車のペダルを踏み走り出したところ、突然ハンドルが引掛かり、バランスを崩して自転車で足を打ち、2人が擦り傷と打撲を負った。	ハンドル錠部品の台座に生じたバリを除去するプレス金型の補修ミスにより、台座と金型に隙間が生じたため、プレスされた台座が変形し、当該台座をハンドル錠ケースに組み付けたところ、台座とレバー（ロックキー作動用）の間隔が狭まり接触し、ハンドルのキー戻り不良となり、ハンドルに引っ掛かりが生じたものと推定される。	2008（平成20）年2月13日付のホームページに社告を掲載し、無償で点検・修理を行っている。また、部品プレス時の変形を防ぐために金型を変更し、ハンドル台座部品も目視検査を追加し、組み立て後の完成検査を強化することとした。	製造事業者 (受付:2008/01/18)
2007-5507 2007/11/28 (事故発生地) 東京都	自転車（電動アシスト車） PAS PZ26 X231-6012906 ヤマハ発動機（株） 使用期間：不明	子供を電動アシスト自転車の前後に乗せて走行中、ハンドルを切るうしたところ、ハンドルが引掛かりバランスを崩して転倒し、3人がけがを負った。	ハンドル錠部品の台座に生じたバリを除去するプレス金型の補修ミスにより、台座と金型に隙間が生じたため、プレスされた台座が変形し、当該台座をケースに組み付けたところ、台座とレバー（ロックキー作動用）の間隔が狭まり接触し、ハンドルのキー戻り不良となり、ハンドルに引っ掛かりが生じたものと推定される。	2008（平成20）年2月13日付のホームページに社告を掲載し、無償で点検・修理を行っている。また、部品プレス時の変形を防ぐために金型を変更し、ハンドル台座部品も目視検査を追加し、組み立て後の完成検査を強化することとした。	製造事業者 (受付:2008/01/18)
2007-5666 2007/07/07 (事故発生地) 不明	自転車（電動アシスト車） アシスタリチウム 26インチ A6L7 ブリヂストンサイクル（株） 使用期間：約1か月	電動アシスト自転車で走行中、突然ハンドルがロックして、転倒し、右足を捻挫した。	ハンドル錠レバーの製造工程中の外観検査で、タンポ印刷部（インジケータ表示用）の不具合品が見つかり、検査済み品を別作業台に広げた際に落下し、床に落ちていた切り子が付着したが、その後の汚れの除去が不十分であったため、切り子が付着したまま組み付けられ、引っかかりが生じてハンドルがロックしたものと推定される。	他に同種事故が発生していないことから、既販売品については特に措置はとらなかった。 なお、床に落下した部品は、その場で処理せず前工程に戻し、汚れを除去した後、再検査を行うこととし、床清掃は作業終了時に加え、開始前にも行うこととした。	製造事業者 (受付:2008/01/22)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-0597 2008/02/27 (事故発生地) 神奈川県	自転車（電動アシスト車） インテリジェントバイク UGO サンスター技研（株） 使用期間：不明	電動アシスト自転車で走行中、クランクが折れた。 (製品破損)	設計寸法不適合のクランク軸が発生した際、切削、焼き入れ加工の修正を行ったものの、焼き戻し等が適正に行われず重複焼き入れが行われたため、衝撃力に弱いクランク軸が生産され、走行中に衝撃荷重が加えられた際にクランク軸が折損したものと推定される。 (A2)	2008（平成20）年4月9日付のホームページに社告を掲載し、販売店にポスターを掲示し、さらに顧客にダイレクトメールを送付し、無償で点検・改修を行っている。 なお、製造工程における焼き入れ加工の管理を強化することとした。	製造事業者 (受付:2008/05/07)
2008-0598 2008/03/10 (事故発生地) 東京都	自転車（電動アシスト車） インテリジェントバイク UGO サンスター技研（株） 使用期間：不明	電動アシスト自転車で走行中、クランクが折れた。 (製品破損)	設計寸法不適合のクランク軸が発生した際、切削、焼き入れ加工の修正を行ったものの、焼き戻し等が適正に行われず重複焼き入れが行われたため、衝撃力に弱いクランク軸が生産され、走行中に衝撃荷重が加えられた際にクランク軸が折損したものと推定される。 (A2)	2008（平成20）年4月9日付のホームページに社告を掲載し、販売店にポスターを掲示し、さらに顧客にダイレクトメールを送付し、無償で点検・改修を行っている。 なお、製造工程における焼き入れ加工の管理を強化することとした。	製造事業者 (受付:2008/05/07)
2008-0773 2008/05/20 (事故発生地) 東京都	自転車（電動アシスト車） PZ26 X211-0012693 ヤマハ発動機（株） 使用期間：約5年	電動自転車で歩道をゆっくり直進していたところ、突然前輪と後輪をつなぐフレームパイプが2つに折れた。 (製品破損)	事故品はフレーム（U型）中央部のドライブユニット取り付けブラケットの溶接端部からフレームパイプが破断しており、破面解析及び溶接ビード部の外観を調査した結果、溶接ビードの接続部分に異常な盛り上がりが存在しており、その段差を起点に疲労破壊が進行し、フレームの破断に至ったものと推定される。 (A2)	同種事故が多発する傾向がないことなどから、既製品については、特に措置はとらなかった。 なお、2007（平成19）年12月製造分より、溶接のパラツキの影響を低減するため、フレームのパイプの板厚を2.2mmから2.6mmに変更し、また、2008（平成20）年6月より溶接作業手順書及びビード外観基準を明確にした作業標準書の作成と作業教育を行い、品質の安定化を図った。	消費者センター (受付:2008/05/22)
2008-1188 2007/05/00 (事故発生地) 東京都	自転車（電動アシスト車） 使用期間：不明	子供乗せ付き電動自転車の前の席に幼児を乗せて走っていたところ、前方が見えにくいため、道路の進入禁止のポールに衝突した。 (軽傷)	被害者の体格に合っていない状態で自転車を使用したため、前方の視認性が悪くなり接近した障害物に気付くのが遅れ、事故に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、子供乗せ自転車の安全走行を確保するため、運転者に適切な自転車を選定できるように、各種仕様の自転車を取りそろえている。	消費者センター (受付:2008/06/20)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-1388 2004/06/03 (事故発生地) 神奈川県	自転車（電動アシスト車） ATL63 ブリヂストンサイクル（株） 使用期間：約8か月	走行中の電動アシスト車の左側のクランク軸が折れたために、バランスを崩して転倒し、打撲を負った。 (軽傷)	クランク軸は設計どおりに製造されていたが、破断面に疲労破面が確認されたこと及び再現試験の結果、段差の通過時などで想定以上の応力が生じることが確認されたことから、疲労強度が低かったためクランク軸が折損したものと推定される。 (A1)	2008（平成20）年7月8日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、ドライブユニット（クランク軸と一体）の無償交換を行っている。 なお、2004（平成16）年8月生産分から強度を高めたクランク軸に変更した。	製造事業者 (受付:2008/07/07)
2008-1389 2008/06/03 (事故発生地) 大阪府	自転車（電動アシスト車） ATL63D ブリヂストンサイクル（株） 使用期間：約2か月	走行中の電動アシスト車のクランク軸が折れたために、バランスを崩して転倒し、打撲を負った。 (軽傷)	クランク軸は設計どおりに製造されていたが、破断面に疲労破面が確認されたこと及び再現試験の結果、段差の通過時などで想定以上の応力が生じることが確認されたことから、疲労強度が低かったためクランク軸が折損したものと推定される。 (A1)	2008（平成20）年7月8日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、ドライブユニット（クランク軸と一体）の無償交換を行っている。 なお、2004（平成16）年8月生産分から強度を高めたクランク軸に変更した。	製造事業者 (受付:2008/07/07)
2008-1885 2006/07/00 (事故発生地) 北海道	自転車（電動アシスト車） PAS PZ26 X211-0020037 ヤマハ発動機（株） 使用期間：約1年8か月	走行中の電動自転車のクランク軸が折れ、平らな道で転倒し、打撲を負った。 (軽傷)	クランクは設計どおりに製造されていたが、破断面に疲労破面が確認されたこと及び再現試験の結果、段差の通過時などで想定以上の応力が生じることが確認されたことから、疲労強度が低くなりクランク軸が折損したものと推定される。 (A1)	2008（平成20）年7月8日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、ドライブユニット（クランクと一体）の無償交換を行っている。 なお、2004（平成16）年8月生産分から強度を高めたクランクに変更した。	製造事業者 (受付:2008/08/08)
2008-1886 2007/06/13 (事故発生地) 北海道	自転車（電動アシスト車） PAS PZ26 X211-0021677 ヤマハ発動機（株） 使用期間：約2年8か月	走行中の電動自転車のクランク軸が折れ、地面に足をついた際に足首を捻挫した。 (軽傷)	クランクは設計どおりに製造されていたが、破断面に疲労破面が確認されたこと及び再現試験の結果、段差の通過時などで想定以上の応力が生じることが確認されたことから、疲労強度が低くなりクランク軸が折損したものと推定される。 (A1)	2008（平成20）年7月8日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、ドライブユニット（クランクと一体）の無償交換を行っている。 なお、2004（平成16）年8月生産分から強度を高めたクランクに変更した。	製造事業者 (受付:2008/08/08)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-3710 2008/10/07 (事故発生地) 千葉県	自転車（電動アシスト車） 使用期間：約17日	電動自転車で走行中、荷台の幼児座席に乗せた幼児の右足かかとが後輪スポークに巻き込まれ、けがをした。 (軽傷)	使用者が荷台に幼児用座席を取り付けた際、取扱説明書に指示されているドレスガード（車輪やスポークへの足・衣服の巻き込みを防止するためのガード）を取り付けていなかったため、幼児の足が巻き込まれたものと推定される。 (E1)	被害者（保護者）の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2008/12/02)
2008-2338 2008/08/22 (事故発生地) 北海道	自転車（幼児用、補助輪付） 使用期間：約1か月	子供が幼児用補助輪付自転車に乗っていたところ、左側の補助輪が突然外れた。 (製品破損)	事故状況から、補助輪取付金具の締付トルクが不足していたため補助輪が外れた可能性が考えられるが、締め付けトルクが不足していた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2008/09/04)
2006-0634 2005/11/10 (事故発生地) 大阪府	自転車用ヘルメット（幼児用） 使用期間：約3か月	自転車用ヘルメットのご紐締結具（ワンタッチバックル）を装着したところ、首の皮膚部分を挟み込んだ。 (軽傷)	ヘルメットのバックルを締めようとしてご紐がきつい状態でバックルを締めたことから、バックルが肌に密接した状態ではめ合わせたため、皮膚も一緒に挟み込んだものと推定されるが、使用状況が不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2006/06/14)
2006-3612 2007/01/17 (事故発生地) 神奈川県	自転車用ライト（電池式） 不明 (株) キヤンドウ 使用期間：約3か月	運転中の自転車に取り付けていたライトが破裂し、すすで顔が真っ黒になり、左頬に小さな傷ができた。 (軽傷)	当該品の電池ボックスの負極側スプリングが振動により、電池の負極と外隔の正極間が短絡したため、電池が異常発熱し破裂したものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/03/01)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-0652 2008/04/05 (事故発生地) 愛知県	自転車用ライト（電池式） 使用期間：約2回	乾電池式の自転車用ライトを点灯して走行中に、電池が破裂して破片が首に当たりあざができた。 (軽傷)	乾電池が破裂したため自転車用ライトが破損したと推定されるが、自転車用ライトの部品及び使用されていた乾電池の一部が紛失しているため、乾電池が破裂した原因の特定はできなかった。 (G2)	事故品の一部が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2008/05/08)
2005-2669 2006/02/19 (事故発生地) 神奈川県	自転車用空気入れ 使用期間：不明	タンク付きエアポンプで空気を入れていたところ、男児が左手示指第一関節から切断した。 (重傷)	シリンダーキャップがシリンダーから外れていたことから、シリンダーとキャップの間に指を挟んだまま空気を入れようとしたため、ハンドルを押し下げたときに指を切断したものと推定されるが、ハンドルはシリンダー上端まで押し下がる構造でなく、事故時の使用状況が不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2006/02/27)
2007-6348 2008/01/19 (事故発生地) 愛知県	自転車用空気入れ 33317プラフトポンプ (株) サギサカ 使用期間：約11か月	自転車用空気入れを使用中、握り部が外れて、その弾みで右手の甲に裂傷を負った。 (軽傷)	樹脂製のピストンロッドと握り部との接合部において、握り部とネジ止めするためのキャップをピストンロッドに接着剤で固定していたが、接着剤の塗布量が少なかったために、握り部を引き上げた際に当該部で剥離し、ピストンロッドと握り部が外れて、ピストンロッド先端部が右手甲に当たり裂傷したものと推定される。 (A2)	既製品については在庫品の抜き取り検査の結果、強力的に接着されていたこと及び他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、今後販売する商品について、接着力に問題がないか全数検査を実施し、握り、キャップ、ピストンロッドをネジ止めして握り部とピストンロッドが外れないようにした。また、製造ロットごとに5000回ストロークして破損等の検証を実施した。	輸入事業者 (受付:2008/02/19)
2007-1518 2007/05/15 (事故発生地) 埼玉県	自転車用補助輪 使用期間：約3か月	幼児が自転車に補助輪を取り付けて走行中、補助輪のホイール部が割れて外れ、転倒して擦過傷を負った。 (軽傷)	当該品が地面に垂直になるように取り付けられていなかったため、負荷がかかりやすく事故に至ったものと推定されるが、当該品を取り付けた者が不明であるため、事故原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者 (受付:2007/06/08)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-1363 2008/06/18 (事故発生地) 岡山県	車いす 使用期間：約12年2か月	車いすのリクライニング機構の角度を保持するストッパーが左右とも緩かったため、背もたれが後ろへ水平まで展開し、座っていた男性が車いすとともに後方へ転倒して後頭部を打った。 (製品破損)	事故の2～3週間前に、右側リクライニングケーブルが切れたため事故品を貸与していた養護施設の保守部門が修理を行ったが、ケーブル長さの調整が不十分で、リクライニング機構の角度を保持するメカニカルストッパーの締め付けが不足していたため、背もたれが後ろへ水平まで展開し、事故に至ったものと推定される。 (E4)	施設管理者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2008/07/03)
2007-2286 2007/07/05 (事故発生地) 宮崎県	車いす(入浴用) 使用期間：約4か月	リクライニング状態の入浴用車いすの背もたれが勝手に起き上がり、女性の体が前方にずり落ち、打撲と擦過傷を負った。 (軽傷)	リクライニングの状態から、通常の状態に戻すためのバネのストッパーが外れ、背もたれが起きあがったものと推定されるが、再現できず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるが、ストッパーの改善、または安全装置の設置を検討することとした。	製造事業者 (受付:2007/07/17)
2008-0072 2008/03/24 (事故発生地) 北海道	洗車ブラシ 使用期間：約3日	自宅駐車場で洗車中、水切りのため洗車ブラシを縦方向に振ったところ、ブラシの柄が折れて車体に当たって傷がつき、ブラシが折れた際に手に擦り傷を負った。 (軽傷)	事故品は既に廃棄されており、入手できないことから、調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2008/04/02)
2007-6887 2007/12/24 (事故発生地) 東京都	電動車いす 使用期間：約10か月24日	電動車いすで道路との段差解消鉄板のスロープを昇ろうとして転倒し、道路に投げ出されて、後頭部打撲と擦過傷を負った。なお、転倒防止バーは折り畳んでいた。 (軽傷)	転倒防止バーを折り畳んでいたため、段差を乗り越えるとき転倒したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱方法の説明を徹底する。	消費者 (受付:2008/03/10)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-6888 2008/02/20 (事故発生地) 東京都	電動車いす 使用期間：約1年21日	自宅玄関に電動車いすを収納するために、玄関の段差（スロープ付）をバックで昇ろうとしていたところ、真後ろに転倒した。 なお、転倒防止バーは折り畳んでいた。	転倒防止バーを折り畳んでいたため、段差を乗り越えるとき転倒したものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱方法の説明を徹底することとした。	消費者 (受付:2008/03/10)
2007-7254 2008/03/13 (事故発生地) 東京都	電動車いす 使用期間：不明	段差解消のための用具を使って百貨店出入口の通路から道路に降りたところ、電動車いすの転倒防止バーが曲がり、折れてしまった。	転倒防止バーの溶接部付近で母材破壊しており、材料の分析、硬度測定の結果から異常は認められなかったことから、材料強度を超える衝撃により破壊したものと推定されるが、事故現場で検証をしたところ、転倒防止バーが衝撃破壊に至るような状況は確認できず、原因は特定できなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2008/03/28)
2008-0369 2007/05/05 (事故発生地) 熊本県	電動車いす セニアカー ET4D II型 スズキ（株） 使用期間：約1か月5日	電動車いすで登坂路を走行中、故障を知らせる警報音が鳴って停止したため、メインスイッチを切り再発進したところ後退し、下の畑に落ちた。	モーターブラシの接圧が低い設定であったことから、ブラシが早期に限界摩耗に至り、接触不良となり、モーターの回転力が失われ車両が停止し、登坂路であったため後退したものと推定される。 なお、登坂路で後退すると、フュエルセーフが働くが、ブレーキがかかるまで0.8秒要するため、後退・停止を数回繰り返し転落したものと考えられる。	2008（平成20）年4月10日付のホームページおよび5月20日付の新聞に社告を掲載し、顧客にDMを送付し、無償でモーターの交換を行っている。 なお、現生産車は、ブラシレスのモーターを採用している。	製造事業者 (受付:2008/04/18)
2008-0370 2008/02/12 (事故発生地) 熊本県	電動車いす セニアカー ET4D II型 スズキ（株） 使用期間：約2年1か月	電動車いすで急な坂道を走行中、突然停止し後退したのでハンドブレーキを握ったところ、前輪が浮き上がりひっくり返りそうになった。	モーターブラシの接圧が低い設定であったことから、ブラシが早期に限界摩耗に至り、接触不良となり、モーターの回転力が失われ車両が停止し、登坂路であったため後退したものと推定される。 なお、傾斜角13度の坂道であったため、ブレーキがかかった反動で前輪が浮き上がり、後ろに転倒しそうになったものと考えられる。	2008（平成20）年4月10日付のホームページおよび5月20日付の新聞に社告を掲載し、顧客にDMを送付し、無償でモーターの交換を行っている。 なお、現生産車は、ブラシレスのモーターを採用している。	製造事業者 (受付:2008/04/18)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2008-0371 2008/04/03 (事故発生地) 京都府	電動車いす 使用期間：約1か月	地下鉄のホームで、電動車いすに乗った女性が車いすごと線路に転落し、打撲を負った。 (軽傷)	被害者が、当該機の操作に不慣れであったことから操作を誤り、アクセルレバーから手を離さなかったため、ホームから転落したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2008/04/18)
2008-2818 2008/09/03 (事故発生地) 岡山県	電動車いす 使用期間：約13年	電動車いすで走行中、バッテリーを連結している部分から煙が出て、ハーネスが溶けた。 (製品破損)	被害者がバッテリー交換を行った際、バッテリーの電源接続用ケーブルが半挿入状態となり、接触抵抗の増大によって異常発熱し短絡を生じて発煙したものと推定される。 (E4)	使用者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2008/09/26)
2008-3537 2008/09/08 (事故発生地) 東京都	電動車いす 使用期間：約11か月18日	歩道で電動車いすの電源が入ったまま携帯電話を操作していたところ、車いすが勝手に動き出し、歩道から前輪が落ち、歩道に投げ出されてけがを負った。 (軽傷)	当該機の動作機能及び内部部品に異常は認められず、耐ノイズ性試験においても問題はなく、携帯電話による影響を確認したところ、誤動作は認められなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2008/11/19)
2008-2313 2008/06/08 (事故発生地) 埼玉県	電動車いす（ハンドル型） 使用期間：約2年11か月	電動車いすをバックで走行中、転倒し、打撲と擦過傷を負った。 (軽傷)	事故品を観察したところ、各機能及び走行性能に異常はなく、左側後輪タイヤの外側の刻印文字が擦り切れて消滅している以外は、転倒した場合に付くと想定される外観上の傷などが見られないことから、被害者は、普段からタイヤが擦り切れるほど段差（10cm）に近づけてバックで駐車をしていたと考えられ、事故時に操作ミスにより段差を乗り越え、その衝撃と傾きにより電動車いすから滑り落ちたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2008/09/03)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-5848 2007/12/28 (事故発生地) 北海道	電動車いす（簡易型） 使用期間：1回	自分の電動車いすを修理に出したの で、代車の電動車いすで走行中、歩道 上のタンクローリー車の給油ホースを 乗り越えた際に後方に転倒した。 (軽傷)	電動車いすの後方転倒防止装置（転倒防止バー）に は、異常（半ロック等）は認められず、また、事故時 の状況が特定できないため、事故原因を特定するこ とはできなかった。 なお、後方転倒防止装置の構造から同装置を出した 状態では、同装置のレバーを押さない限り、収納状態 にはならないものと推定される。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	消費者 (受付:2008/01/29)
2007-5437 2006/02/10 (事故発生地) 大阪府	電動車いす（四輪・ハ ンドル型） セニアカー ET-4A スズキ（株） 使用期間：不 明	電動車いすで登り坂を走行中、突然 異音が生じて止まり、そのまま坂道を後 退して階段にあたって停止した。 (被害なし)	当該機は、座席のシートクッションを開閉するこ とで駆動装置のクラッチを入・切する構造となってい るが、シートクッションを勢いよく閉めた場合、クラ ッチケーブル先端金具がクラッチケーブルブラケット に挟み込まれてクラッチの噛み合いが浅くなり、その 状態で当該部に負荷がかかる登り坂を走行したことに より噛み合いが外れ、走行不能となり惰性で後退した ものと推定される。 (A1)	販売店及び購入者にDMを送付するとともに、 平成20年1月15日付のホームページ、1月 16日付の新聞に社告を掲載し、無償で点検・修 理を行っている。	製造事業者 (受付:2008/01/15)
2007-5438 2007/02/09 (事故発生地) 東京都	電動車いす（四輪・ハ ンドル型） セニアカー ET-4A スズキ（株） 使用期間：不 明	電動車いすで登り坂を走行中、前進 不能となり、坂道を後退して停車中の 自動車に衝突して停止した。 (被害なし)	当該機は、座席のシートクッションを開閉するこ とで駆動装置のクラッチを入・切する構造となってい るが、シートクッションを勢いよく閉めた場合、クラ ッチケーブル先端金具がクラッチケーブルブラケット に挟み込まれてクラッチの噛み合いが浅くなり、その 状態で当該部に負荷がかかる登り坂を走行したことに より噛み合いが外れ、走行不能となり惰性で後退した ものと推定される。 (A1)	販売店及び購入者にDMを送付するとともに、 平成20年1月15日付のホームページ、1月 16日付の新聞に社告を掲載し、無償で点検・修 理を行っている。	製造事業者 (受付:2008/01/15)
2007-5439 2005/03/01 (事故発生地) 福岡県	電動車いす（四輪・ハ ンドル型） セニアカー ET-4A スズキ（株） 使用期間：約2年11か月	電動車いすで登り坂を走行中、アク セルレバーを離したら、停止せずに坂 道を後退して木に衝突し、車いすから 落ちた。 (被害なし)	当該機は、座席のシートクッションを開閉するこ とで駆動装置のクラッチを入・切する構造となってい るが、シートクッションを勢いよく閉めた場合、クラ ッチケーブル先端金具がクラッチケーブルブラケット に挟み込まれてクラッチの噛み合いが浅くなり、その 状態で当該部に負荷がかかる登り坂を走行したことに より噛み合いが外れ、走行不能となり惰性で後退した ものと推定される。 (A1)	販売店及び購入者にDMを送付するとともに、 平成20年1月15日付のホームページ、1月 16日付の新聞に社告を掲載し、無償で点検・修 理を行っている。	製造事業者 (受付:2008/01/15)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-5878 2008/01/27 (事故発生地) 群馬県	電動車いす（四輪・ハンドル型） セニアカー ET-4A スズキ（株） 使用期間：約6年8か月	電動車いすで自宅近くの坂道を登っていたところ、異音とともに車が後退して、コンクリート塀に衝突し、軽傷を負った。 (軽傷)	当該機は、座席のシートクッションを開閉することで駆動装置のクラッチを入切する構造となっているが、シートクッションを勢いよく閉めた場合、クラッチケーブル先端金具がクラッチケーブルブラケットに挟み込まれてクラッチの噛み合いが浅くなり、その状態で当該部に負荷がかかる登坂路を走行したことから噛み合いが外れ、走行不能となり惰性で後退したものと推定される。 (A1)	販売店及び購入者にDMを送付するとともに、平成20年1月15日付のホームページ、1月16日付の新聞に社告を掲載し、無償で点検・修理を行っている。	製造事業者 (受付:2008/01/31)
2007-2200 2006/04/08 (事故発生地) 鹿児島県	電動車いす（自操用、ハンドル型、四輪） 使用期間：約1年4か月	走行中の電動車いすから異音が生じたが、使用を続けていたところ、左側の車軸（アクスルシャフト）がタイヤごと外れた。 (製品破損)	被害者が畑を走行中に、アクスルシャフトにひもを巻き込み、ベアリングシールを傷付けたことから、グリスが流出し、ベアリングが破損したものと推定される。 なお、取扱説明書に「悪路走行は避ける」旨の注意表示を記載している。	2007（平成19）年7月23日付けのホームページに告知し、製品の無償点検を行い、ベアリングを異物から保護する改善品に交換している。	製造事業者 (受付:2007/07/09)
2007-5087 2007/09/22 (事故発生地) 宮崎県	電動車いす（自操用、ハンドル型、四輪） NP-45F（ブランド：ヤンマー） 三洋電機テクノクリエイト（株） 使用期間：約5か月	坂道を電動車いすで登坂中、本体からアラームが鳴り、停止した後後退して道路左斜面に乗り上げ、本体ごと転倒し、右手に打撲を負った。 (軽傷)	被害者が当該車両の登坂仕様を超えて登坂中、モーター過負荷によって自動停止したが、主電源を入れ直して再登坂操作を繰り返し行い、登坂を続けたことで、電子部品が壊れモーターの制御回路が故障して、坂道で停止させることができなくなり後退したため、道路斜面に乗り上げ、転倒して打撲を負ったものと推定される。	他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、2007（平成19）年12月から、過負荷による自動停止後の再登坂操作回数を見直し、電子部品が壊れないよう改善するとともに、本体表示及び取扱説明書に「急な坂道で停止した場合は、すぐに電源を入れ直さない。」旨記載している。	製造事業者 (受付:2007/12/26)
2007-6736 2008/02/07 (事故発生地) 兵庫県	電熱グローブ（専用バッテリー） IOG-4002 (有) ジーピーカンパニー 使用期間：約1年	電熱グローブ（ヒーター付き手袋）用の予備のバッテリーパック（ニッケル水素）を上着のポケットに入れていたところ、異臭が生じて発熱し、被覆の一部が溶融、上着も変色した。 (拡大被害)	バッテリーパックに付属しているグローブ本体接続用リード線の屈曲耐性が低かったことから、使用に伴い芯線が露出し、短絡・発熱したものと推定される。	販売店を通じて無償で点検・修理を行っている。 なお、配線の耐屈曲性を向上するとともに、配線の着脱が容易にできる構造に改善した。	消防機関 (受付:2008/03/04)

